

# 住宅用火災警報器



## の購入を補助します

平成16年に消防法が改正され、戸建てを含むすべての住宅を対象に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

三芳町では、住宅用火災警報器の設置拡大を図り、火災被害の拡大を抑制するため、購入費の一部を補助します。

### 対象

- ・町内に住所を有する個人が所有し、かつ、居住する住宅
- ・町税等を滞納していないこと
- ・平成18年5月31日までに建築された住宅への設置
- ・法令等による規格に適合し、日本消防検定協会が検査を行い、器具本体に検定合格の表示がなされているもの
- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入したもの  
※1世帯につき1回限り
- ・過去に感震ブレーカー購入補助を活用した方も対象
- ・三芳町暴力団排除条例(平成25年3月25日条例第3号)第2条に規定する者でないこと



検定合格表示

### 申請方法

- ・購入時の領収書の原本(申請者氏名及び購入日の記載があるもの)
- ・検定合格の表示が確認できる住宅用火災警報器本体の写真
- ・設置後の住宅用火災警報器の写真
- ・申請書兼請求書(町HPよりダウンロードができます)  
※上記資料を自治安心課窓口へ提出(郵送・FAX不可)、押印必須

### 受付期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの開庁日(土・日・祝日を除く)
- ・申請の受付は先着順で行い、予算額を超えた時点で受付は終了します。

### 補助金額

- ・購入価格に2分の1を乗じて得た額(100円未満は切り捨て)
- ・補助上限額は10,000円

お問い合わせ先

三芳町役場自治安心課 防災・交通安全担当

電話:049-258-0019

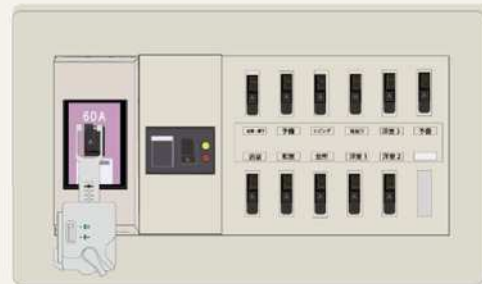


三芳町ホームページ

(住宅用火災警報器・感震ブレーカー)

二次元コード

# 感震ブレーカー の購入を補助します



近年発生している大地震では、電気火災の発生と延焼が多く発生している傾向にあり、総務省消防庁の火災予防条例の改正に伴い、電気火災の発生と延焼を防止し、震災による被害の減少及び地域防災力の向上を図ることを目的として感震ブレーカーの購入費の一部を補助します。

## 対象

- ・町内に住所を有する個人が所有し、かつ、居住する住宅
- ・町税等を滞納していないこと
- ・一般社団法人日本配線システム工業会の感電機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造および機能を有するもの
- ・一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの
- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入したもの  
※1世帯につき1回限り
- ・過去に住宅用火災警報器購入補助を活用した方も対象
- ・三芳町暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第3号）第2条に規定する者でないこと



認証マーク



推奨マーク

## 申請方法

- ・購入時の領収書の原本（申請者氏名及び購入日の記載があるもの）
- ・認証マーク及び推奨マークの表示が確認できる感震ブレーカー本体の写真  
※認証マークがない場合は、設置した感震ブレーカーの仕様書等を提出してください。
- ・設置後の感震ブレーカーの写真
- ・申請書兼請求書（町HPよりダウンロードができます）  
※上記資料を自治安心課窓口へ提出（郵送・FAX不可）、押印必須

## 受付期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの開庁日（土・日・祝日を除く）
- ・申請の受付は先着順で行い、予算額を超えた時点で受付は終了します。

## 補助金額

- ・購入価格に2分の1を乗じて得た額（100円未満は切り捨て）
- ・補助上限額は10,000円

お問い合わせ先  
三芳町役場自治安心課 防災・交通安全担当  
電話：049-258-0019



三芳町ホームページ  
（住宅用火災警報器・感震ブレーカー）  
二次元コード